

千曲市訓令第11号

本 庁
出先機関

千曲市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月20日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

千曲市職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成18年千曲市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

附 則

この訓令は、令和6年11月20日から施行し、この訓令による改正後の千曲市職員の勤務時間等の特例に関する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。